

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6月26日

【会社名】 富士急行株式会社

【英訳名】 FUJI KYUKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 堀内 光一郎

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田二丁目 5番 1号

(注) 本社業務は下記本社事務所において行っております。

(本社事務所) 山梨県富士吉田市新西原五丁目 2番 1号

(東京本社事務所) 東京都渋谷区初台一丁目55番 7号

【電話番号】 (本社事務所) 0555 (22) 7112番

(東京本社事務所) 03 (3376) 1117番

【事務連絡者氏名】 (本社事務所) 総務部課長 森屋 孝士

(東京本社事務所) 経営管理部課長 清水 乙史

【最寄りの連絡場所】 東京支店 東京都渋谷区初台一丁目55番 7号

【電話番号】 03 (3376) 1117番

【事務連絡者氏名】 経営管理部課長 清水 乙史

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

富士急行株式会社東京支店

(東京都渋谷区初台一丁目55番 7号)

1【提出理由】

当社は、平成25年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 配当財産の種類 金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社株式1株につき金5円 総額533,852,490円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

社外監査役の適切な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第37条を、社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定に変更するものであります。

また、社外取締役についても、現行定款第28条を、定款第37条の変更に伴い同内容に変更するものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

堀内光雄、福重隆一、小泉孝範、秋山智史、藤田 譲、尾崎 護、久代信次を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

岡本和也を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対、及び棄権の意思に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%) (注)4
第1号議案 剰余金の処分の件	93,519	40	0	(注)1	可決 98.49%
第2号議案 定款一部変更の件	93,517	42	0	(注)2	可決 98.49%
第3号議案 取締役7名選任の件					
堀内 光雄	93,204	354	0	(注)3	可決 98.16%
福重 隆一	93,498	60	0		可決 98.47%
小泉 孝範	93,500	58	0		可決 98.47%
秋山 智史	91,315	2,243	0		可決 96.17%
藤田 譲	91,322	2,236	0		可決 96.18%
尾崎 護	93,483	75	0		可決 98.45%
久代 信次	91,323	2,235	0		可決 96.18%
第4号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
岡本 和也	93,120	438	0		可決 98.07%

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 本総会に出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分)は、94,949個であり、賛成割合は出席した株主の議決権数に対する割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。